

福知山市監査委員告示第13号

令和7年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和8年3月30日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

健康福祉部 社会福祉課

監査の結果	講じた措置
<p>1 補助金等について</p> <p>補助金交付事務において、交付要綱に基づいた事務がされていないものがあった。補助金事務の適正化に努められたい。</p>	<p>1 補助金等について</p> <p>補助金交付要綱に基づき、適正な事務を行えるよう、事務手順の確認を係員全員で行った。業務手順書を作成し、要綱に基づいた事務処理となるよう取り組む。</p>

健康福祉部 障害者福祉課

監査の結果	講じた措置
<p>1 補助金等について</p> <p>交付金交付事務において、要綱等に基づいた事務処理がされていないものがあった。適正な事務処理をされたい。</p> <p>2 財産管理について</p> <p>郵便切手の管理において、受払簿と切手保管額が一致しておらず、適正な管理が行われていなかった。管理の適正化に努められたい。</p>	<p>1 補助金等について</p> <p>補助金交付要綱及び福知山市補助金交付規則に準じた適正な事務処理を徹底するとともに、予算執行方針に基づく事務取扱とするよう課内の補助金事務の取扱いを統一した。</p> <p>2 財産管理について</p> <p>定期的な受払簿の確認を行い、適正な郵便切手の管理を徹底した。</p>

健康福祉部 高齢者福祉課

監査の結果	講じた措置
<p>1 文書取扱について</p> <p>交付要綱の制定について、決裁日から遡った日を施行日としているものがあった。適正な事務処理をされたい。</p>	<p>1 文書取扱について</p> <p>今後においては、決裁日、施行日について、施行日が決裁日以降の日付となっていることを確認し、適切に事務処理を行うこととした。</p>

健康福祉部 健康医療課

監査の結果	講じた措置
<p>1 補助金等について</p> <p>補助金交付事務において、提出された実績報告書が十分に審査されていないものがあつた。交付要綱を確認しながら適正な審査をされたい。</p>	<p>1 補助金等について</p> <p>実績報告書について、相手方が適正な内容で修正し、再提出いただいた。担当課としても、今後は十分に審査をする。</p>

こども家庭部 こども福祉課

監査の結果	講じた措置
<p>1 補助金等について</p> <p>補助金交付事務において、提出された実績報告書の処理や審査が適切にされていなかったものがあつた。交付要綱に基づいた適正な事務をされたい。</p>	<p>1 補助金等について</p> <p>指摘された実績報告書の審査及び事務処理を直ちに行った。今後は適正な事務執行に努める。</p>